

コンタクトレンズ検査に 関するお知らせ

● 初診料及び外来診療料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料291点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は外来診療料76点を算定いたします。

● コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

※ 厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※ 上記につき、ご不明な点はお相談下さい。

【コンタクトレンズの診療を行う医師】 長田 ひろみ
眼科診療経験 20年 （令和7年4月現在）

当院はコンタクトレンズ検査料1の施設基準に適合しております。